

高効率化等促進事業補助金（第4次募集）に係る 注意事項及びQ & A

福島県企業立地課

[申請に当たっての注意事項]

本補助金は、令和4年度、令和5年度にも実施しておりますが、申請書類・提出方法、補助対象事業の考え方などについて、内容を変更しております。

詳細は、別添「高効率化等促進事業補助金公募要領」のとおりです。

上記公募要領に沿っていない申請は、受付することができませんので、必ず公募要領の確認をお願いします。

[Q & A]

No.	質問	回答
1	中小企業の要件はいつ時点で満たす必要があるか。	申請時点の状況で判断します。
2	福島県外に本社がある事業者は対象となるか。	福島県内に事業所があれば、その事業所における設備導入が対象となります。
3	省エネのための太陽光発電設備などは対象となるのか。	太陽光発電や高効率空調、コンプレッサー、冷凍冷蔵庫などのユーティリティ設備は対象となりません。製造設備のみが対象となります。
4	省資源化、高効率化はどのように判断するのか。	省資源化及び高効率化の基準はありません。従前の設備よりも省資源化、高効率化が達成できれば対象となりますので、現在導入している設備より省資源化や生産性の効率化が図られることが分かる資料を提出いただき判断します。
5	設備の新規導入は対象となるか。	本事業は、燃料費や材料費の高騰により、従前の設備ではコストが掛かりすぎる設備を見直すことを目的としているため、電気使用量が多い老朽化した設備の更新を優先します。但し、原材料の効率的使用が可能となる新規設備導入など、省資源化・高効率化が図られるものは対象とします。具体的な導入事例(主なもの)は次のとおりです。

	事業内容	詳細
	省エネ設備の更新等	老朽化した工作機械を省エネルギー効果の高い工作機械に更新する。 溶鉱炉に設置する熱交換器と燃焼器を高効率型のものに交換し、効果的な余熱利用によって、燃料の削減を図る。
	省資源設備の導入	削りかすが出ないように鋼材から切削して精製せず、線材を加工して省資源で精製できる線材加工機など、原材料を効率的に活用できる機械を導入する。
	高効率設備の導入	食品加工を行う場合に、原材料の捨てる部分を最小限に加工できる機械に更新する。
6	補助対象となる製造業とは、何で判断するのか。	対象となる製造業とは、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類項目の製造業に分類される産業をいいます。 法人税申告書を提出する際に事業種目を記入する欄がありますが、この欄に日本標準産業分類の製造業に該当する業種を記入しているかなどで判断願います。 なお、製造品を卸売りしている「製造業」とその場で個人又は家庭用消費者に販売する「製造小売業」の両方を行っている場合などでは、どちらが主な事業であるかで判断願います。
7	省資源化、高効率化はどのように判断するのか。	省資源化及び高効率化の基準はありません。従前の設備よりも省資源化、高効率化が達成できれば対象となりますので、現在導入している設備より省資源化や生産性の効率化が図られることが分かる資料を提出いただき判断します。
8	採択要件に雇用要件はあるか。	雇用要件はありません。ただし、高効率化設備等の導入に伴い、人員を減らすことは認められません。
9	事前相談は必要か。	必要ありません。
10	事業対象となる期間はいつからいつまでか。	補助金の交付決定日以降に事業着手（契約）し、令和7年11月28日までに完了（設備設置・代金支払まで完了）する事業です。 <u>事業完了期限は延長できません（補助金はお支払いできません）</u> ので、注意してください。

—— 問い合わせ先 ——

高効率化等促進事業補助金事務局（一般社団法人 福島県中小企業診断協会内）
住 所：〒960-8041 福島市大町 4-15 チェンバおおまち 2 階
電 話：024-573-6515
メール：koukouritsu@f-smeca.com
営業日：平日（土日、祝祭日除く）の 9 時～17 時まで